

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	障害者の日常生活用具給付、移動支援、福祉ホーム、日中一時支援、訪問入浴サービス、地域活動支援センターに関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

足利市は、障害者の日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援、福祉ホーム、訪問入浴サービス及び地域活動支援センターに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県足利市

公表日

令和4年2月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援、福祉ホーム、訪問入浴サービス及び地域活動支援センターに関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に則り受給者の管理、負担額上限額の判定、住民への通知、日常生活用具の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②自己負担額上限の認定に必要な各種情報の照会 ③転入前の日常生活用具給付情報照会 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。
③システムの名称	日常生活用具管理システム SWAN(宛名)システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
日常生活用具台帳情報システム 宛名情報システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一 第84項、第9条第2項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第9号 足利市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日条例第22号) 足利市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年9月30日規則第42号) ■情報提供ネットワークによる情報提供は実施しない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい福祉課障がい福祉担当
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部障がい福祉課障がい福祉担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145番地 Tel.0284-20-2169
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部障がい福祉課障がい福祉担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145番地 Tel.0284-20-2169

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月24日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	I-5-①.評価実施機関における担当部署	福祉部障がい福祉課障がい福祉担当	健康福祉部障がい福祉課障がい福祉担当	事後	
平成29年2月24日	I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	福祉部障がい福祉課障がい福祉担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145 番地 Tel.0284-20-2169	健康福祉部障がい福祉課障がい福祉担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145 番地 Tel.0284-20-2169	事後	
平成29年2月24日	I-8.特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部障がい福祉課障がい福祉担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145 番地 Tel.0284-20-2169	健康福祉部障がい福祉課障がい福祉担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145 番地 Tel.0284-20-2169	事後	
平成30年8月21日	I-5-②.評価実施機関における担当部署	障がい福祉課長 後藤 民司	障がい福祉課長	事後	
令和1年6月27日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第84項 並びに内閣府・総務省令第60条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一 第7、84項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第7条、第60条	事後	
令和1年6月27日	II-1.対象人数	平成27年4月1日 時点	令和1年5月7日 時点	事後	
令和1年6月27日	II-2.取扱者数	平成27年4月1日 時点	令和1年5月7日 時点	事後	
令和4年2月10日	I-1-① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	障害者の日常生活用具に関する事務	障害者の日常生活用具、移動支援、日中一時支援、福祉ホーム、訪問入浴サービス及び地域活動支援センターに関する事務	事後	
令和4年2月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	足利市は、障害者の日常生活用具給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言する。	足利市は、障害者の日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援、福祉ホーム、訪問入浴サービス及び地域活動支援センターに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言する。	事後	
令和4年2月10日	I-1-③ システムの名称	日常生活用具管理システム SWAN(宛名)システム 中間サーバー・ソフトウェア	日常生活用具管理システム SWAN(宛名)システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月10日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一 第7、84項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第7条、第60条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一 第84項、第9条第2項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第6	事後	
令和4年2月10日	I-4-① 情報ネットワークシステムによる情報連携の実施の有無	2)実施しない	1)実施する	事後	
令和4年2月10日	I-4-② 法令上の根拠		<p>■情報照会 番号法)第19条第9号 足利市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律n基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日条例第22号) 足利市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年9月30日規則第42号)</p> <p>■情報提供ネットワークによる情報提供は実施しない。</p>	事後	
令和4年2月10日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事後	
令和4年2月10日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	